

松江市告示第 121 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年松江市告示 434 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事業の内容) 第 4 条 略 (1) <u>サービス・活動事業</u> (2) 略 (総合事業の実施方法) 第 5 条 略 (1)～(10) 略 (総合事業の対象者) 第 6 条 <u>サービス・活動事業</u>の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	(事業の内容) 第 4 条 略 (1) <u>介護予防・生活支援サービス事業</u> (2) 略 (総合事業の実施方法) 第 5 条 略 (1)～(10) 略 (総合事業の対象者) 第 6 条 <u>介護予防・生活支援サービス事業</u>の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。